

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	「地上デジタル放送移行支援業務委託」について
--------	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部総務課総務係）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	地上デジタル放送移行支援業務
<b>担当課</b>	総務部総務課
<b>目的</b>	<p>①区がテレビ受信障害対策を実施している世帯に対して、各種説明、相談、助言を実施してもらうため</p> <p>②区内のテレビ受信障害対策に関する相談に対して、円滑な解決を図るため</p>
<b>対象者</b>	<p>①区がテレビ受信障害対策を実施している世帯</p> <p>②区内のテレビ受信障害対策に関する相談者</p>
<b>事業内容</b>	<p>○区がテレビ受信障害対策を実施している世帯に対して、各種説明、相談、助言を実施してもらうことにより、地上デジタル放送移行の支援を実施する。また、区内のテレビ受信障害対策に関する各種相談に対して、区と協力して相談の円滑な解決を図る。</p> <p>○業務への委託事項の内容は以下のとおりとする。</p> <p>①区がテレビ受信障害対策を実施している世帯に対する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種説明、相談に関する計画策定及び案内チラシの作成</li> <li>・地上デジタル放送移行に関する説明</li> <li>・受信状況等の調査</li> <li>・説明や対応に関する記録の作成</li> </ul> <p>②区内のテレビ受信障害対策に関する相談者に対する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に対する助言</li> </ul>

◇個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

## 件名 「地上デジタル放送移行支援業務委託」について

有課(担当課)	総務部総務課
登録業務の名称	地上デジタル放送移行支援業務
委託先	財団法人東京ケーブルビジョン
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に提供する項目、委託先に収集させる項目》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区がテレビ受信障害対策を実施している世帯の名前、住所、相談内容</li> <li>・区内のテレビ受信障害対策に関する相談者の名前、住所、相談内容</li> </ul>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	区がテレビ受信障害対策を実施している世帯の地上デジタル放送移行支援、及び区内のテレビ受信障害対策に関する相談の円滑な解決のため
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区がテレビ受信障害対策を実施している世帯に対する内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種説明、相談に関する計画策定及び案内チラシの作成</li> <li>・地上デジタル放送移行に関する説明</li> <li>・受信状況等の調査</li> <li>・説明や対応に関する記録の作成</li> </ul> </li> <li>○区内のテレビ受信障害対策に関する相談者に対する内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に対する助言</li> </ul> </li> </ul>
委託の開始時期及び期限	平成21年8月24日から平成22年3月31日まで 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する</li> <li>2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。